

平成30年第2回定例会議事日程（第2号）

平成30年6月12日（火）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第3 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第4 報告第2号 専決処分の報告について（平成29年度 農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事契約変更）
- 日程第5 報告第3号 専決処分の報告について（平成29年度 公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠（第1工区）築造工事契約変更）
- 日程第6 議案第29号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第30号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第9 議案第33号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更について
- 日程第10 議案第34号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合同規約の変更について
- 日程第11 議案第35号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第12 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 日程第13 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 日程第14 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）
- 日程第15 報告第7号 繰越計算書について（水道事業会計）
- 日程第16 報告第8号 放棄した私債権の報告について
- 日程第17 報告第9号 経営状況の報告について（土地開発公社）

平成30年第2回吉富町議会定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日 平成30年6月12日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 6月12日 10時00分
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子
 4番 梅津 義信 10番 若山 征洋
 5番 横川 清一
 不 応 招 議 員 9番 丸谷 一秋
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

○議長（若山 征洋君） 日程第2、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書の3ページをお願いします。

議案第27号専決処分の承認を求めることについて、御説明します。

本議案は、平成30年4月1日施行とする地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が、平成30年3月31日に公布されたことに伴い、吉富町税条例等の一部改正が必要となりましたので、平成30年3月31日に専決処分を行いました。よって、専決内容について報告し、承認を求めるものです。

詳細につきましては、資料ナンバー1の新旧対照表で説明をいたします。

1ページをお願いします。

第20条は、税条例第48条、第52条の改正に伴う規定整備です。また、今回の規定整備の際に、閏年の閏の字は常用漢字ではないので、読み仮名をつけております。

続きまして、第23条第1項は字句の改正で、同条第3項は人格のない社団等については法人住民税の電子申告の義務がないとする改正であります。

2ページをお願いします。

第24条第1項は、障害者等の住民税非課税措置の所得要件を125万円から135万円に引き上げるための改正で、同条第2項は控除対象配偶者の定義が改正されたことにより同一生計配偶者に改正するための規定整備と、均等割非課税限度額を10万円引き上げるための改正であります。

3ページをお願いします。

第31条は字句の改正です。

第34条の2は、合計所得2,500万円を超える者について、基礎控除の適用をなくすための改正であります。

4ページをお願いします。

第34条の6は、合計所得2,500万円を超える者について、調整控除の適用をなくすための改正と字句の改正であります。

5ページをお願いします。

第36条の2第1項は、地方税法改正に伴う規定整備で、6ページの第2項から7ページの第8項は、省令等の改正に伴う字句の改正であります。

8ページをお願いします。

第47条の3及び第47条の5は、地方税法改正による規定整備であります。

10ページをお願いします。

第48条第1項及び少し飛びますが第4項から第9項は、地方税法の改正による規定の整備であります。

第48条第2項及び第3項は、外国子会社、外国関係会社の所得を親会社に合算した場合、それらが支払った所得税、法人税、法人住民税を親会社の法人税及び地方法人税から控除できなかった金額をさらに法人住民税、法人税割から控除できるようにするための改正であります。

14ページをお願いします。

第48条第10項から第12項は、大法人に対する電子申告による法人町民税の申告提出義務に関する改正であります。

15ページをお願いします。

第52条は、法人町民税の納期限延長の場合の延滞金の計算方法について、明確にするための改正であります。

18ページをお願いします。

第54条第7項は、省令改正による規定整備であります。

19ページをお願いします。

第92条は、製造たばこの区分を新設し、さらに加熱式たばこを明確に規定するための改正であります。

第92条の2は、条ずれによる改正であります。

20ページをお願いします。

第93条の2は、加熱式たばこの溶液を加熱式たばことして課税するための改正であります。

第94条第1項及び第2項は、加熱式たばこ以外の紙巻きたばこの本数への換算方法について

規定整備を行ったものであります。

22ページをお願いします。

第94条第3項は、加熱式たばこの紙巻きたばこの本数への換算方法を重量と価格で換算する方法とするための改正であります。

23ページをお願いします。

第94条第4項から25ページの第10項は、第1項から第3項までの改正内容に関する地方税法の改正による規定の整備であります。

25ページをお願いします。

第95条は、たばこ税の税率を1,000本当たり5,262円から5,692円に変更するための改正であります。

第96条は、第92条の条ずれに伴う規定整備であります。

26ページをお願いします。

第98条は、第94条の改正による規定整備であります。

27ページをお願いします。

附則第3条の2は、第48条及び第52条の改正による規定整備であります。

28ページをお願いします。

附則第4条は、第52条の改正による規定整備であります。

29ページをお願いします。

附則第5条は、所得割非課税限度額を10万円引き上げるための改正であります。

30ページをお願いします。

附則第10条の2は、地方税法の改正による規定整備及び項ずれによる改正であります。

ただし、32ページ、附則第10条の2第24項は、生産性向上のための中小企業の設備投資について、固定資産税をゼロとするための改正であります。附則第10条の2につきましては、第24項のみ新しい制度の導入のための改正であります。

引き続き、32ページをお願いします。

附則第10条の3は、地方税法の改正、政令の改正による規定整備であります。

38ページをお願いします。

附則第11条は、固定資産税の減額措置を30年から32年も行うことによる規定整備であります。

附則第11条の2は、土地評価の特例を31年度、32年度も行うことによる規定整備であります。

39ページをお願いします。

附則第12条は、宅地等の固定資産税の減額措置を30年度から32年度も引き続き行うことによる規定整備であります。

42ページをお願いします。

附則第13条は、農地の負担調整を30年度から32年度も行うことによる規定整備であります。

43ページをお願いします。

附則第15条は、特別土地保有税の課税の特例を30年度から32年度も行うことによる規定整備であります。

44ページをお願いします。

附則第17条の2は、租税特別措置法の改正による条ずれの改正であります。

46ページをお願いします。

第94条第3項は、加熱式たばこの現行換算本数の割合を0.6とし、改正後の換算本数割合を0.4とするための改正です。

附則第10条の2は、地方税法の改正による規定整備であります。

48ページをお願いします。

第9条第3項は、加熱式たばこの現行換算本数の割合を0.6から0.4とし、改正後の換算本数割合を0.4から0.6とする改正であります。

第95条は、たばこ税の税率を1,000本当たり5,692円から6,122円に変更するための改正であります。

50ページをお願いします。

第94条第3項は、加熱式たばこの現行換算本数の割合を0.4から0.2とし、改正後の換算本数を0.6から0.8とするための改正であります。

50ページをお願いします。

第95条は、たばこ税の税率を1,000本当たり6,122円から6,552円に変更するための改正であります。

52ページをお願いします。

第93条の2は、地方税法の改正による規定整備であります。

第94条は、加熱式たばこの現行換算本数の割合を0.2からゼロとし、改正後の換算本数割合を0.8から1とするための改正であります。

55ページをお願いします。

吉富町税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第12号）の附則第5条第2項は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間、旧3級品の税率は1,000本当たり

4,000円としていたものをさらに延長し、平成31年9月30日までを当該税率とするための改正であります。

56ページの第13項は、たばこ税手持ち品課税の税率を平成31年10月1日から1,000本当たり1,692円とするための改正であります。

続きまして、附則の説明を行います。議案書の16ページをお願いします。

上から15行目からは附則であります。

本条例の施行日は、平成30年4月1日となっています。ただし、第1条第1号から第10号に定める規定につきましては、別の施行日となっております。

17ページをお願いします。

第2条は、町民税に関する改正規定の経過措置について規定しております。

18ページをお願いします。

第3条、第4条は、固定資産税に関する改正規定の経過措置及び適用について規定しております。

19ページをお願いします。

第5条から少し飛びまして23ページに記載している第11条は、たばこ税に関する経過措置及び適用について規定しております。

以上で説明が終わりましたので、御承認をよろしくお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますのでよろしくお願いいたします。

なお、質問者、答弁者の発言は、挙手して「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっと基本的なこと、今、外国に法人がお持ちの方、国内の法人とありました。その規定が変わったんだということでした。それは、吉富町でそれに該当するような企業があるんでしょうか。それ、もしあれば、どのように吉富町の税収入に変化があるのか、もしわかれば教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今、私は、例えば29年度におきまして、申告書の中に外国関連の

法人、そういうものがあるかどうかということはちょっと把握できていません。済みません。

もし、30年度以降にそのような申告が出れば、それにつきましてはそちらの当該法人につきまして、法人町民税の所得割が減っていくということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、るる税条例の改正について説明を受けました。

この中で、いわゆる今説明にあったように法改正とか、あと省令改正その他について、例えば吉富町で独自で制定した部分もしくは改正した部分がありましたら、ちょっとそこ強調して教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 今回の専決につきましては、すべて法それに伴う政令、省令の改正に伴うものであります。

ただし、32ページの附則第10条の2の第24項、これは生産性向上のための中小企業の設備投資を奨励するための固定資産税の減額、ゼロということになってはいますが、これにつきましてはこういう一定の範囲法令で認められてはいて、吉富町につきましてはもうゼロとすると、そういう選択をしております。これにつきましては、一部吉富町の政策が反映しているものと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の件、それまではどうなっていたのかなというのと、それとゼロにするので設備投資、新しく生産性上げるためにやってくださいと、政府の話聞きますとそのような優遇措置とってなかなか政策というか結びつかないというお話でした。それについて、町内のそれに対象する企業が幾つかあるかと思いますが、この際こういうのを使ってというか、周知、どのように考えておるか、その2つの点、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 企業の生産性向上の関連につきましては、商工会議所が窓口になっております。商工会議所の会員等にこの事業については周知をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。もう3回になるけど。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の件に関しては2回目です。

今、商工会議所と言いました。（発言する者あり）吉富町には、会議所はありませんので、そ

の辺ちょっともう一回確かめたい。

○議長（若山 征洋君） 産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 失礼いたしました。商工会のほうからそういった制度を導入するというので、町内の商工業者には国の政策でございますので、そういった固定資産機械設備等の導入については、そういう制度を今後導入されるということで、希望がございましたらということで御案内はしているようでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それは時限立法というんですか、いつまでとかいうのがあるかと思いますが、そこも。これで最後です。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） おっしゃるとおり3年間の時限立法でありまして、正確には平成33年3月31日までに取得されたものに対して、3年間固定資産税をゼロとするということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 2ページの24条の2、これは非課税の範囲の拡大というふうに聞いています。それで、このことによって恩恵を受ける世帯というんですか、がどのくらいということと、あと29ページの第5条なんですけど、この場合は非課税の範囲の縮小になるんでしょうか。これで、もしか影響を受ける方はどのくらいあるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 具体的にどれくらいという数字は、今、私、ここに資料持っておりません。これにつきましては、平成33年1月1日施行ということで、最近国のほうがフリーランスといいますか、仕事を請け負ってやっている方につきましても、給与の方と同じように税制優遇がないといけないというところから、平成33年1月1日からは、給与の控除額及び年金の控除額を10万円少なくして、その分を基礎控除のほうに10万円上げるという施策を打ち出しております。

それに伴って、今まで非課税世帯125万円だったものを、控除が10万円少なくなることによって所得がどうしても10万円上がりますので、それに伴って10万円上げて非課税の限度額を135万円にするということでもありますから、基本的には何ら住民税のほうとすれば変わりありません。（「5条は」と呼ぶ者あり）

29ページ、第5条、これにつきましても同じような考え方に基づいて10万円を加算すると、

そういう考えであります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） もう一つちょっとよくわからないんですけど、20ページの93条で、製造たばこみなす場合というところがよくわからなかったんですけど、先ほどの説明では溶液をたばこをみなすというふうにおっしゃられたかと思うんですが、ちょっと改定の中身が理解がよくできていないと思うんですけども、つまりこれは普通でいうたばこは違うもの、たばこに似たようなものに対してどうのこうのということなんでしょうか。そうすると、そういったものを国は製造することを認めているということなんでしょうか。ちょっとよくわからないのでお願いします。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 93条の2の内容ということでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）93条の2は、先ほど説明したとおり加熱式たばこの溶液を加熱式たばことして課税するための改正であります。要するに、国が認めたかどうかというところでございますが、これにつきましてはもう既に前から加熱式たばこにつきまして、たばこ税を国及び県、市町村につかまして課税されております。その課税の対象を、課税客体につきまして、どうも加熱式たばこにつきましては溶液部分、一部の製品らしいんですけど、済みません、ちょっと名称忘れちゃったけど、一部の商品につきましては溶液を課税客体としていなかったもので、これにつきましては平成30年10月1日施行ということで課税客体とするという内容であります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） ちょっと今の同僚議員の説明の分で私も聞きたいんですけど、今の溶液を例えば指定して税かけるのは、これは町が行うのではなくて、国のほうで行うんですね。というのが今言われたように、一部の商品を課税対象とするかどうかというのを、判断を町がするちゃあ難しんじゃないかなと思うんですけど、ここはあくまでも国もしくは製造業者とかそちらのほうかすべきものなんですよ。ちょっとそれが1点。

もう一つ、地方の条例で法に対して、法を覆したり、反することはできないことは十分わかっているんですが、と思うんですが、例えばこの最後のほうで、24条改正かな、あの部分で1,000本につき5,692円から6,122円に上げたとかいう、いろいろ項目ありますよね。ここは、例えば国保税とか住民税というのは、その自治体が政令で制定できるじゃないですか。これは、吉富町で独自で、ここの部分はさわれるものなんでしょうか、さわれないものなんでしょうか。上げれるのか、下げれるのかも含めて。ちょっとその辺も教えてください。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） まず、初めの質問ですけど、たばこ税につきましては、申告課税ということになりまして、具体的には全てではありませんが、おおむね製造業者が申告して、国及び県、そして市町村に申告書を出して、それに基づいて課税するということになっております。

続きまして2番目ですが、たばこ税率を町独自で一定の許容の範囲の中、法令につき認められた許容の範囲の中で決められるかどうかという質問だと思いますが、これにつきましては認められておりません。全国一律ということになります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。是石議員、もう3回いっちょうよ。3回いっちょうっちゃん。

○議員（7番 是石 利彦君） 議案1個だけ。

○議長（若山 征洋君） そう、1議案。

○議員（7番 是石 利彦君） そうね、1個ずつ聞いていいかと。聞きたいことはまとめて聞かならんちゅうことな。

○議長（若山 征洋君） そうです。立っちゃんって、1何とか、2何とか、3何とかというふうに今から……。

○議員（7番 是石 利彦君） 疑問がある場合は、腑に落ちない場合は賛成できないでいいですかね。

○議長（若山 征洋君） まあ、それはそうですね。

○議員（7番 是石 利彦君） 審議が浅いなと思って。

○議長（若山 征洋君） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例等の一部を改正する条例の制定について）は、これを承認することに決しました。

日程第3．議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 議案書の26ページをお願いします。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本議案は、平成30年4月1日施行とする地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が、平成30年3月31日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となりましたので、平成30年3月31日に専決処分を行いました。よって、吉富町国民健康保険税条例の一部改正条例の専決内容について報告し、承認を求めるものであります。

詳細を資料ナンバー1の新旧対照表で説明いたします。

59ページをお願いします。

第2条第1項は、国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の合計額であります。この内容に関する規定の整備であります。内容につきましては、改正はありません。

60ページをお願いします。

第2条第2項は、基礎課税額の上限額を54万円から58万円にするための改正であります。

第2条第3項及び第4項は、第2条第1項の改正に伴う規定整備であります。

61ページをお願いします。

第5条の2は、国民健康保険法の法律番号が第2条第1項に規定されたことにより、当該法律番号を削除するための規定整備であります。

62ページをお願いします。

第23条は、5割軽減の軽減基準における一人当たり加算額27万円を27万5,000円に、2割軽減の軽減基準における一人当たり加算額49万円を50万円にするための改正であります。

63ページをお願いします。

第24条の2は、字句の改正であります。

議案書の29ページをお願いします。

附則第1項につきましては、本条例の施行日は平成30年4月1日となっております。

附則第2項、改正後の規定につきましては、平成30年度国民健康保険税から適用するという
ことになっております。

以上で説明が終わりましたので、御承認をよろしく申し上げます。

○議長（若山 征洋君） 課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 上限額が上がって、減額の対象が広がっている内容ですが、町と
してはそこら辺プラマイというか、どんな状態でしょうか。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） 実際にシミュレーションは、まだ本算定も終わっていないので、で
きてませんが、恐らく軽減額の一人当たり加算額が上がるのが、かなり町民にとって有利に
働く方向にあると思いますので、それにつきましてはやはり上限額までいく世帯の方というのが
なかなかいないので、ちょっと今人数は把握していませんけど、5割軽減、2割軽減というのは
やはり吉富町の国民健康保険加入世帯におきましてかなりの数がありますので、トータルすれば
町民有利に働くのではないかと考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） これ、今回うちの国保関係が変更に伴う税条例の改正の部分だと
思うんですが、先日の説明では、一般的に吉富町の国保に入っている方の大部分が高齢者の方が
多い、そのうちの今回国保税が変わった部分の後期高齢者分かね、その部分が今回税率、うちの
吉富町が変わったんじゃないかな、そうやったよね、後期部分よね、高齢者部分よね、それ
はほとんどいないと言いつたんやけど、これに今対象者わからんと言いつたんやけど、前回
の感じでいくとどんな感じ、人数的というか割合的に。そんなにいないのかな、今説明も、ちょ
っと人数把握されてないと、そんなにいないんじゃないかとは言いつたけど、わからん。

○議長（若山 征洋君） 税務課長。

○税務課長（小原 弘光君） そんなにいないというのは、上限額のところの意味でしょうか。

（発言する者あり）確かに国民健康保険の特性ですけど、高齢の加入者が多いというのは確か
ありまして、国民健康保険税は、医療費支給部分である基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、
そして介護納付金課税額の合計金額になってまして、まず基礎課税額につきましては、これは全
ての加入者が対象となって、後期高齢者支援金等課税額に対しても、これは74歳までの方につ

きましては、入っている健康保険のほうから徴収されて、75歳以上の後期高齢者の方々に支援するという制度でありますから、全員が対象になってます。介護納付金につきましては、40歳から64歳の方が支払うものとなっています。

そこにおきまして例えば高齢者が多いから後期高齢者支援金等課税額がそれぞれの団体で変わってくるというようなことはないのでありまして、以上の説明でよろしいでしょうか。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最高限度額の増額は非常に問題だと思います。しかし、この条例改正によって減額される方が多いだろうとの答弁を得ましたので、問題点を指摘した上で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）は、これを承認することに決しました。

日程第4. 報告第2号 専決処分の報告について（平成29年度 農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事契約変更）

○議長（若山 征洋君） 日程第4、報告第2号専決処分の報告について（平成29年度 農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 議案書30、31ページをごらんください。

報告第2号専決処分の報告についてであります。

平成29年9月議会にて議決いただきました農業農村整備事業（農地耕作条件改善事業）界木地区ほ場整備工事の専決処分の報告であります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定（平成21年3月23日議決）に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に、変更額の累計が500万円以下において増額または減額にすることにつきまして、31ページの専決処分書のとおり契約金額6,912万円を7,248万5,280円に336万5,280円増額変更する専決処分を平成30年4月12日に行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであります。

増額の理由といたしまして、界木地区ほ場整備工事について、畦畔や乗り入れ口の既設コンクリート構造物及び既設水道管などの産業廃棄物処理料が増加したため、契約額を増額することとしたものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

● ● ●

日程第5. 報告第3号 専決処分の報告について（平成29年度 公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠（第1工区）築造工事契約変更）

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第3号専決処分の報告について（平成29年度 公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線管渠（第1工区）築造工事契約変更）を議題といたします。

担当課長に報告を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） 議案書の32ページ、33ページをお願いいたします。

報告第3号専決処分の報告についてでございます。

昨年7月の平成29年第3回臨時議会、議案第36号にて御議決をいただきました、工事名、平成29年度公共下水道事業県道吉富本耶馬溪線幹線管渠（第1工区）築造工事の変更契約の専決処分についての報告でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により、指定された町長の専決事項の指定に掲げる議会に付した契約または製造の請負契約を変更することについて、変更額の累計が500万円以下において増額または減額にすることについて、33ページのとおり契約金額2億563万2,000円

を2億557万6,920円へと5万5,080円減額変更する専決処分を平成30年5月28日に行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

なお、この減額変更の主な理由といたしましては、設計上における想定工期を7月から工期延長いたしました本年5月までの11カ月間とっておりましたが、実工事の期間が休止期間等の影響から7カ月間ほどとなったことに伴う交通誘導員数の減少や管渠延長の減少及びその他の工手の増減により、合計として5万5,080円の減額となったものでございます。

報告は以上でございます。

○議長（若山 征洋君） 以上で報告説明を終わります。

日程第6. 議案第29号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について、これから質疑に入ります。

ページを追っての質疑を行います。いいですか。

補正予算書1ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 一般会計補正予算（第1号）について質疑いたします。

当初予算を吉富町議会では否決しております。2回目の臨時会においても否決しております。なおかつ、先日の専決処分の承認についても否決しております。

以上のことから、補正予算書そのものが審議以前であると思いますが、議会としては上程されて、提出された以上は、内容についての確認は行うべきと思いますが、なぜ、大きな疑問です、この補正予算書そのものを、また専決をなぜしなかったのか、ちょっとその辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

当初予算につきましては、3月の定例の議会で否決されまして、その後3月29日に臨時会に臨みましたが、そこでも否決され、3月30日に専決処分といたしましたものでございます。その専決処分した内容につきましては、前回の6月の初日の議会におきまして、承認案件で否決されたところでございます。

ただ、否決はされましたが、その内容については効力は有しているものでございまして、今回この6月に新たにこの内容での補正が必要となりましたので、この6月議会に上程させていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 先ほど同僚議員も言いましたが、何度も審議を深めて質問をして、答えが納得がいけないということで議会は否決をしました。それにもかかわらず、修正もなくそのまま専決いたしました。これは議会を軽視じゃなくて無視なんです。

それで質問なんです、今回も審議なり確認をしましょうという温かい気持ちで、質問なりお答えを聞こうということでしたが、それをやっても最終的には専決をするやもしれません。するでしょうね、私そう思いますんで、だから、議運の場でも町長の確約を取ってきてくださいと総務課長には言いました。課長は動きませんでした、議長の中介で再開して、この6月議会が開かれるようになりました。

まずは、町長からですね。この6月議会の審議をどのように考えるか、お答えを聞きたいと思えます。いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 町長、何か回答はありませんか。町長。

○町長（今富壽一郎君） 議会に提案をいたしたのについて、また、議会に提案されたものについて、議会では審議をする責任があるんだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） お答えになってないかと思いますが、議長いかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） ほかに町長何かありませんか。町長。

○町長（今富壽一郎君） 私は執行部として、執行部の立場で事務を進めております。議会の皆さんは議会の立場で、提案されたものについて真摯に審議をするべきであろうというふうに思っております。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。ありませんか。

じゃあ、歳入2ページ。

歳出3ページ、4ページ。

次に、5ページ、事項別明細書、総括、歳入。

6ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、7ページ、8ページ。（「7ページでお願いします、議長」と呼ぶ者あり）山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） まず、我々議会としては、ルールといいますか、執行部との信頼関係をもとに審議というよりも、今回に関しては審議以前の話だとは思いますが、内容の確認をさせていただきたいと思えます。

この歳入の、まず地方交付税、この予算化は今幾らぐらいこれは行うべきものなのか。当初予算自体を我々否決してますので、ちょっと内容がよくわかりませんから、今回のこの地方交付税

の予算化は、これで何%ぐらいになるのでしょうか、これ合わせると。

並びに、見込みの中で大体残額はどれぐらいあるんでしょうか。ちょっと教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

普通交付税ですが、補正前の額のところに10億円という数字が入っていますが、これは普通交付税が9億4,000万円、それと特別交付税が6,000万円ということで、合計の10億円になっているわけでございます。

今回の6月のこの一般会計の補正予算の財源のほとんどは、この普通交付税で賄うような形になっているんですが、その補正額がそこにあります1,349万2,000円ということになります。合わせまして、今回の補正をすることによりまして9億5,349万2,000円が予算計上されることとなります。

今年度の普通交付税の見込みにつきましては、9億9,000万円というふうに見込んでおりますので、もうそのうちの9億5,349万2,000円ということになりますので、済みませんがちょっと割合を計算させていただきます。

お待たせしました、済みません。全体の96%が予算化されたこととなります。

残りにつきましては、約3,650万円程度の残になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

8ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

次に歳出に入ります。

歳出9ページから、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回、総務管理費のほうで一般職、再任用職員、さらに賃金のほうで臨時職員等賃金減額が出てますが、この人員のことについて、まず議会のほうでわかりやすい説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず最初に、再任用職員の減額補正244万7,000円についてでございます。再任用職員につきましては、現在2名の職員を任用しておりますが、本年度新たに任用した職員は、当初予算編成時では配属先が決まっておりましたので、この2款1項1目総務一般管理費に計上をいたしておりました。4月1日付で子育て支援センター長に配属が決定いたしましたので、民生費に予算の組みかえを行ったため、当初予算計上額244万7,000円の全額を減額するも

のでございます。

当初予算では、1日7時間45分の週4日勤務、時間にいたしまして週31時間勤務で244万7,000円の予算を計上しておりましたが、任用形態が子育て支援センターの開館時間である1日6時間、週5日勤務、時間にして週30時間の勤務となりましたので、244万7,000円から7万9,000円を減額した236万8,000円を3款民生費に計上、組み換えを行っております。

そこで、3款1項1目社会福祉総務費に59万2,000円、同じく2項1目児童福祉総務費に177万6,000円を組みかえいたしました。社会福祉総務費に59万2,000円組みかえた理由は、4月から6月の3カ月分の給料を勤務の目的にあった民生費から支出するため、2節給与で予算がありましたので、社会福祉総務費から一旦支出し、今回の補正でその分を補充するものでございます。

臨時職員賃金減額277万2,000円について御説明をいたします。当初予算で臨時職員3人分1年間の予算、514万5,000円、一人当たり171万5,000円を計上いたしておりました。3人の内訳は、職員定数不足の補充職員1人と育児休業代替職員2名の計3名でございます。当初予算編成時は、配属先が決まっておりましたので、この一般管理費に計上をしておりました。

4月1日の職員人事異動により、企画財政課、税務課、健康福祉課に1名ずつ臨時職員を配置することにいたしましたので、今回2款1項6目企画費、2款2項2目賦課徴収費、そして3款1項1目社会福祉総務費にそれぞれ6月支給分からの賃金137万9,000円を組みかえいたしております。

残念ながら、現在、企画財政課には臨時職員の応募者がいませんので、配置できておりませんが、どなたかいらっしゃれば任用したいと思っております。

今回減額した額は、ここにございますとおり277万2,000円で、当初予算514万5,000円と差し引くと、まだ237万3,000円残っております。この237万3,000円の内訳ですが、既に支払った5月分までの2名分の賃金65万8,000円と、いずれか課に臨時職員が必要となったときのため、1名分171万5,000円を残すものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） それと、その下の区振興事業補助金（公民館費）が上がっておりますので、ちょっとこちらの説明もお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

これにつきましては、幸子古公民館が雨漏りをしているということで、雨漏り屋根修繕工事をしたいということで、区振興補助の申請が上がっております。金額が176万9,000円でございます。その2分の1、88万5,000円を計上いたしております。幸子古公民館は、昭和58年に新築され、35年が経過しているということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

10ページ、山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 財産管理費で公用車庫シャッター修繕工事、こちらの説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

これは武道館裏にある公用車の車庫のシャッターの修繕を行うものでございます。シャッターが2つございますが、2つとも改修を行いたいと思っております。平成元年に設置し、29年が経過しております。シャッターのあけ閉めがかたくて非常にあきにくいということでございますので、今回修繕をいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） シャッターの改修というのが青パトとか入っちゃうあつこだよ。ちょっとお聞きしたいんですが、シャッターも確かにかたいんやけど、あれなぜ下が閉まらないようになっているのか。何かいきさつか何かあるん。それと、次もやっぱりああいう形ですか、ちょっとその辺教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） どういうわけか下があいております。そのいきさつは、済みません、先ほど申し上げたように平成元年に設置しておりますので、私は存じ上げておりません。

今回、下までおろしたいと思っております。猫が入っていたずらをしたりしておりますので、入らないように下までおりるような形にしたいと思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 10ページ、ほかにありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） この企画費のほうで、今回職員賃金、先ほど総務のほうの説明から、こちらのほうに臨時職員賃金を上げたということなんで、これ人がふえたことなんでしょう。これ、今回レンタカーとか、ああいうものの減額とか、ここに上がらんでよかったんかなと思うんやけど、ちょっとその辺はどうなんですか、いいんですか。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

そのレンタカーとおっしゃいますのは、地域おこし協力隊で計上した費用のことでしょうか。

地域おこし協力隊の費用につきましては、29年度に御議決いただきまして、この後説明させていただきますが、30年度に繰り越したものでございますので、この30年度の一般会計の補正予算とは別のものでございますので、ここに上がることはないわけでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

じゃあ、暫時休憩いたします。11時20分再開。

午前11時08分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き再開いたします。

11ページ、12ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 国民年金事務費の国民年金納付猶予免除申請等電算改修業務委託料、この内容について説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 住民課長。

○住民課長（瀬口 浩君） お答えいたします。

今回の法の一部改正によりまして、国民年金保険料の免除・納付猶予申請書及び国民年金関係届書の様式が変更となります。それに伴いまして電算改修システムの業務を行う必要がありましたので、今回121万5,000円を計上するものであります。

なお、この当該費用につきましては交付金が措置される予定ですが、今現在まだ金額等が決まっておりませんので、今後決まりましたら予算計上をいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） その下の児童福祉総務費のところの1節報償です。子育て支援指導員等報酬のことで、役場の職員というのは公募します。それで、子育て支援指導員というのも公募するということはないのでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 今回、この減額につきましては、再任用職員を充てられたということで減額補正というふうになっております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） それはさきほど説明があったのでわかったんですけど、子育て支援指導員そのものが公募されるということはないんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 誰が答える。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 今回も公募の募集は多分していたと、私が、確認はしていませんが、していたと思うんですが、なかったということで再任職員を充当したというふうになっていると思います。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今、同僚議員の質問で確認したいんですが、この子育て支援指導員というのは一応公募であると、それを今、課長は、私の前職ということは、3月まで公募を行ったんであろうという話ですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

今回、ここ再任用職員が行くということは、先ほどの説明では上西前課長がここに行くということですよ。それって問題ないのかな。公募期間中の人間が公募にかかって、その方は任用落ちでいいのかな。

○議長（若山 征洋君） 総務課長、説明して。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

子育て指導員の公募はいたしておりません。子育て支援指導補助員の公募はいたしておりますが、指導員につきましては適任者を充てていたというところがございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。（「それならわかる」と呼ぶ者あり）

12ページ。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 幼保一体化施設の単労職の増額、こちらについて説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

この単労職員につきましては、給食調理員でございます。3月までは小学校に給食調理員3人、こどもの森に1人という配置でございましたが、4月1日付で、小学校を2人、こどもの森も2人というふうな配置にいたしました。そこで小学校が減額され、ここが1人ふえたということでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですか。

13ページ。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 13ページの13節の委託料です。園舎等改修工事設計委託料ですが、どの部分をどのように改修するのか説明をお願いします。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） この分につきましては、こどもの森が今年度、下水の公共ますが完全設置されたということで、下水道につなぐやつと、あとトイレ、こどもの森のトイレは劣化していますので、その調査も含めたところの設計委託料になっております。

○議長（若山 征洋君） いいですか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のことです。園舎改修の中の下水道は公共ますが設置されたから当然すべきだという考えですね。よくわかりました。

それでもう一つ、先ほど単労職のところの説明で、小学校3名だった、今までは。そのかわり、おたくじゃないかもしれませんが、その3名で小学校給食調理員は賄っていたはずなんです、それが1名減って、その分こども森のほうにという説明でしたが、人員をふやすんじゃなくて、今まで配置されていたところを減員して、ほかのところに配置転換。

そうすると、何か今まで十分だった、要するに何で変えたのかと、変えてそごというか、ミスはないのか、その辺を小学校の調理員が、減らしても大丈夫かということをお尋ねします。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

まず、今回異動をした2人2人体制とした理由でございますが、今まで、こどもの森には正職員が1名しかおりませんでしたので、その正職員が休暇をとったときには職員がいなくなります。そういった形で給食をつくるというのは好ましくないということがございましたので、1人の職員が休暇をとっても、もう1人正職員がいるという体制を築きたかったというのが一番の理由でございます。

そのために、小学校の給食調理員が3名から2名に減数になりましたが、これにつきましては臨時職員を雇用し対応をいたしております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） いいですね。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 13ページです。

済みません。もしかしたら今の単労職に関係するのかわかりませんが、臨時職員賃金の減額について教えてください。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 先ほど総務課長のほうから説明がありました単労職が1名ふえ

たということで、保育園の臨時職員を1名減したということになっております。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今のところなんですけど、小学校3名の調理の方は正規の職員で、1名をこどもの森のほうにと、小学校のほうの3名いらっしゃるうち2名が正規の職員で、1名が臨時で対応をしているということですよ。

そういうことだと思うんですけど、やっぱりそれは小学校3名の正規の職員がいらっしゃったとすれば、それは必要な人数だから正規として採用をするべきじゃないですか。その辺どうでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 単労職の職員につきましては、今のところ4名の職員が調理員でいるんですけども、今のところ単労職についての増員というものは考えておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） そこばかりつくようで悪いんですが、同じところに臨時職員が減額になっております。同僚議員がその話をしたんですが、その答えが出ていなかったと思います。

○議長（若山 征洋君） さっき言った。

○議員（7番 是石 利彦君） 言ったかな。減らした、臨時職員じゃなくて、今私たちが言るのは、正職員がこどもの森に来たのでふやすというのはいいんですが、その分今までやっていた臨時職員を減すわけでしょ、その分で減すんでしょ。

減した人はどこへ行くんですか。今度、例えば小学校の臨時に、今まで4人体制でいたのが3人体制になりますから、それじゃ当然難しいかなと思うので、その辺の説明を聞きたかったんですが、抜けたから、ちょっとお願いします。

○議長（若山 征洋君） さっき言うたけどな。

○議員（7番 是石 利彦君） ごめんなさい。もう一度お願いします。

○議長（若山 征洋君） もう一度、健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 先ほども申し上げましたとおり、単労職員が1名ふえたということで、こどもの森の給食調理員の臨時が必要ではなくなったということで、今回減額をしています。

そして、減額した分の臨時職員がどうなったかということは、健康福祉課のほうでは把握はしておりません。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 多分、今、同僚議員が聞きたかったのは、今回、小学校が1名減、単労職の方が。保育園のほうに1名ふえたということは、この人が行ったのかなという話を多分聞きたいんだと思う。

あと、臨時職員が今まで必要だった分が要らなくなった、臨時職員の方も単労職も多分1年契約とか1年更新と思うんですよ。その方々はどうなっているのかというのを聞きたいんだと思うんです。

今回、こういうふうに入れかえました、ここは要らなくなりました、契約更新はありません、それで完全に終わったのか、それとも、例えば保育園のほうに1名、こういうのがあるから、こっちもありますよとかいうような形で行っているのか。

例えば、この単労職の方だって小学校から1名の方は首なのか、定年でなくなったのか、もしくは自分からちょうどやめるから今回減らしたのか、そういうことが聞きたいんだと思うんです。

要は、同じ吉富町の中じゃないですか、そういうことになっているのかなということを知りたいんだと思うんですが、その辺はわかりますでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今回、正規の単労職が小学校3名のうち1名がこどもの森に行きました。したがって、両方とも2名ずつの正規の職員です。

正規の職員が1名ふえたこどもの森につきましては、正規の職員がふえたから臨時職員が必要なくなったということで減額をさせております。

そのかわり、小学校に、1名減りましたので、新たに臨時の職員が必要となったため増額補正をしております。

たまたま、1年更新なんですけども、去年までこどもの森に来ていただいていた臨時の方が今回、4月から小学校のほうに努めていただいております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 次に行きます。14ページ、15ページ、16ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入、歳出全般について御質疑はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 昨年7月の集中豪雨からほぼ1年がたとうとしているんですけども、今回の補正予算にも漁港航路の浚渫の工事費が計上されておられません。これはどういうことなんでしょうか、お願いします。

○議長（若山 征洋君） 誰が答える。産業建設課長。

○産業建設課長（赤尾 慎一君） 6月の補正で浚渫の工事が予算計上されていないということで、これは3月の議会でも申し上げたとおり、現在、吉富漁業協同組合が町と真摯に向き合えるような組織になることを見きわめてから浚渫を検討するというので、再発防止は出されましたが、まだその実行がされているかどうかということを見きわめることとしております。

ですから、今回の6月補正については、工事費を含めて予算計上はしないという判断に至りました。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 漁港との関係ではなくて、吉富漁港は町民みんなのもので。その災害復旧としての航路の浚渫についてはどのように対応をされるんでしょうか、今回何も上がっていませんけど。

○議長（若山 征洋君） 町長。

○町長（今富壽一郎君） 今回提案をいたしました予算に計上がないということは、今のところ予定がないということです。

○議長（若山 征洋君） 17ページ、18ページ、19ページ、20ページ、21ページまで。
山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 21ページをお願いします。

補正前と補正後で今回、6級が1名から4名に変わっております。こちらについての説明を求めます。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

今まで6級の職員が1名いられましたが、4月1日の昇格により3名ふえております。5級の課長が6級の課長に3名昇格いたしております。

補正前の1名は企画財政課長、残りの3名につきましては議会事務局長、住民課長、産業建設課長、以上の3名でございます。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 6級と5級の明確な差、アナログじゃなくて、デジタルな、こうなってるから昇格ですというのがあるか。これを読みますと「相当困難な業務を処理する課長の職務」と、こうあります。

なかなかふわっとしたものです。これは、任命権者がやるということになるかと思いますが、6級に推薦された人とされなかった人の明確な何か以前はあったと聞いておりますが、これはどういうことでしょうか。以前とどう変わったのか、不文律みたいなのがあったというの聞いて

ております。その辺を説明させてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） この21ページの等級別規準的な職務内容に記載しておりますとおり、6級につきましては「相当困難な業務を処理する課長の職務」、5級の課長は「課長の職務」というふうになっております。以前からこういった形で記載をしていたというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 同僚議員が今聞いたように、例えば課長になって何年とかいうある程度の目安があるとか、年齢的な目安があるとか、何か内規みたいなものというのはいないんですか。

例えば、前回の、先ほど言われた6級が、補正前は1人となっていますが、その前は3名やったです。そのときの課長というのは健康福祉課長と会計課ですよ。職務に対するということになると、その職場というのに関係するのかなと思うんですが、今回、今聞いたのは、企画課長は前から同じですが、議会事務局長、住民課長、産業建設課長というふうに前回の6級の方とは職場は全く違うわけです。

ということは、何らかの何か6級に相当するような理由というのがあると思うんです。相当困難な業務を処理する課長というものが曖昧なんで、今言ったように、例えば課長職を5年以上務めるとか、ある程度同じ部署を何年やったとか、何かあるのかなと思うんですけど、それは全くないんですか。今、同僚議員が言ったさじかげんというのはどこにあるんでしょうか、教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

昨年、人事評価制度の活用方針というものを策定をいたしました。そこで5級から6級に昇格する目安といたしますか、規準というものをつくっております。これは、最低5級に2年は在職した者でなければならない、なおかつ勤務成績がC区分といたしますか、標準的よりいい区分で評価されたものでなければならないというふうにしております。

そういった標準をクリアした者が6級に昇格されるというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2年以上という確かに目安が今出たので何となくわかるんですが、最終的にその評価が難しいですね、これ。

というのが、前回、私が人事評価制度についての質問をお聞きしたときに、総務課長は、課長たちの人事に関しては副町長である私が最後は決めるという話をされていました。となると、今回、総務課長は入っていません。

今までの例で言うと、前任者、前々任者も6級やったんです。通常、副町長に相当する総務課長というのがここに入るべきかなと思うんですが、自分で評価するのであれば、自分が入りにくいから入っていないのかなとか、何かつい思ってしまいますが、そういうことはないんですか、それは大丈夫なんですか。

例えば前回言われたように、これは副町長である総務課長がこういう今回の決められた形になるのでしょうか、その辺も教えてください。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

最終的に昇格を決めるのは任命権者の町長でございます。私が5級を6級にするとおっしゃってはおりません。

私はまだ5級というのは、そういったその5級だというふうに思っております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど一番最初に、1ページ目でもお聞きしたように、議会としては平成30年度を3月22日に1回否決しております。全く同じものを29日に臨時会招集をしてまた否決しております。その後に専決をされました。その専決に関しても今回、我々はこの6月議会で否決をしました。

その上でこの補正予算書が上がってくるということは、否決される可能性も十分にあり得るということで多分提案はされていると思うんです。3月29日のときにはそれを前提で、3月26日まで検討を重ねて行ったというぐらい慎重な町ですから。

これが仮に否決された場合、住民生活にどのような支障があるのか、その部分を教えてください。

○議長（若山 征洋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） お答えいたします。

財務部局といたしましては、この補正予算書の全てが重要な事項であるとの認識を持っておりまして、御議決をいただきたいとお願いするものでございまして、それが否決されたというようなことは想定していないところでございます。

以上でございます。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただ今いま議題となっております議案第29号は、それぞれの所管委員会に付託したいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号平成30年度吉富町一般
会計補正予算（第1号）については、お手元に配付の付託明細により、それぞれの所管委員会に
付託いたします。

日程第7. 議案第30号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に
ついて

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第30号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正
予算（第1号）についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ、歳入2ページ、歳出3ページ。

次に、4ページ。

事項別明細書総括歳入。5ページ、同じく総括 歳出。

次に、歳入6ページ。

歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、歳出に入ります。

7ページ。

歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第30号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思
います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

日程第8. 議案第31号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明をいたします。

議案書36ページをお願いいたします。

固定資産評価審査委員会委員の選任について。本町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、同意を求めます。

住所、吉富町大字幸子428番地4、氏名、友田博文、昭和29年9月5日生まれ。

吉富町固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、友田博文さんの3年間の任期が平成30年6月20日をもって満了をいたしますが、再度選任したいと思っておりますので、地方税法第423条第3項の規定により町議会の同意を求めますのでございます。

友田さんは、皆さん御承知のとおり、吉富町の税務課長として5年9月在職し、地方税制についてすぐれた識見と豊かな経験を有しており、委員として適任者であると思っております。

友田さんは、本町固定資産評価審査委員会委員に平成27年6月21日に就任し、現在1期目でございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） この方は今度で1期目が終わったとお聞きしました。

最初のときは職員をおやめになって1年目ぐらいでしょうか、そのときにどのような選定がされた、要するに候補者が何名かおられたと思うんですが、今回も、自動延長じゃないかと思えます。当然皆さんにもお諮りして、この人を最終的に推薦するということだったろうと思えますが、そういうかわりになるような方は考えてはいなかったんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えをいたします。

固定資産評価審査委員会委員は、先ほど申しましたとおり3名でございます。1名の方は行政書士をされている方、もう一人の方は事業をされていて、やめられてこちらに来られて、今、女性の一般の方でございます。

税務の地方税制に精通した方がやはりいてほしいということで、当初、この友田さんをお願いしたんですが、引き続き、そのままの人員でございますので、地方税制に精通した友田さんが適任者であるというところから今回、再度選任をいたしたいというものでございます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 先ほど、総務課長のほうから税務課長5年を要した税に精通された方ということのような説明を受けました。

今、同僚議員も聞かれたんですが、受けられて3年かな今、今回更新ということで、この3年間のこの方の実績とか、何かそういう、評価、何かそういうのはありますか。わかりやすい説明でももらったら、先ほど、前にこういうことをしていたかたという説明を受けたんですが、この3年間はどうかと、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） お答えいたします。

固定資産評価審査委員会は、町が課税した固定資産税に不服があった場合に申し立てをし、そのことについて審議をする機関でございます。

この3年間、そういった不服申し立てがございませんでしたので、特にそういった作業はいたしておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することに決しました。

次、に討論に入ります。

反対討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 新しい血を入れて、例えば税行政に詳しい方、吉富町にもたくさんおられるかと思えます。3年間は今まで固定資産に関する不服申し立てがなかったと聞いておりますが、いろんなところでフィールドワークというんですか、そういうことができるような、体調もしっかりとした方がいいかと思えます。

聞くとところによると、この方はちょっと体調が悪いようですので、フレッシュな方をしたほうがいいんじゃないかなと思って、反対討論とします。

人物はすばらしい人です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 反対ではなくて、賛成討論をします。

今、名前の上げられた、再任で上げられた方は、在職当時は課長として、その識見は高く評価され、また、退職後も税のスペシャリストとしてこの任に当たっていただいたと高く評価しております。

また、人間的にも、議会報告会などに見えられ、高所よりすばらしい御意見を私どもは賜っております。よって、この方を再任されることに賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、本案を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第31号固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める案件は、同意することに決定いたしました。

日程第9. 議案第33号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第33号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 説明をいたします。

議案書38ページをお願いいたします。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の変更についてでございます。

平成30年10月1日に、筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い同組合同規約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書39ページ、あわせて新旧対照表65ページをごらんください。

福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約の一部を変更する規約（案）、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約（昭和27年10月29日県指令地27、1、376号許可）の一部を次のように変更する。第1条中、「及び糸島市」を「、糸島市及び那珂川市」に改める。

第1条の規定は、組合の名称と構成団体を定める規定でございます。この組合の構成団体は、県下の全町村と新旧対照表第1条に列記されている一部の市でございます。「那珂川町」が「那珂川市」となりますので、列記された市の中に那珂川市を加えるものでございます。

第4条第1項中、「10人」を「9人」に改める。第4条第1項の規定は、組合議会の議員の定数を定める規定でございます。組合議会の議員は各郡町村会長の職にある者をもって充てるとされており、筑紫郡で唯一の町村である那珂川町が那珂川市となることにより筑紫郡町村会がなくなるため、10人を9人と1名減員するものでございます。

この規約は平成30年10月1日から施行する。

以上で、説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。

反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第33号福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合格約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第34号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合格約の変更について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第34号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合格約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。総務課長、説明。

○総務課長（守口 英伸君） 御説明いたします。

議案書40ページをお願いいたします。

福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合格約の変更についてでございます。

前議案同様、平成30年10月1日に、筑紫郡那珂川町が那珂川市となることに伴い、同組合から那珂川町を脱退させるとともに、同組合格約を変更することについて、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

議案書41ページ、あわせて新旧対照表66ページをごらんください。

福岡県自治会館管理組合格約の一部を変更する規約（案）、福岡県自治会館管理組合格約（昭和37年県指令37地第427号許可）の一部を次のように変更する。第5条中、「10人」を「9人」に改める。第5条の規定は、組合議会の議員の定数を定める規定でございます。

現行の定数は新旧対照表の別表第1、組合議会議員の選挙区である12の郡の町村会長12人のうちから、本組合の組合長及び副組合長の2名を除いた10人をもって充てるとされておりますが、筑紫郡で唯一の町村である那珂川町が那珂川市となることにより筑紫郡町村会がなくなるため、議員定数を9人とするものでございます。

別表第1、「筑紫郡を削る」、同様の理由でございます。

附則、この規約は平成30年10月1日から施行する。

以上で説明を終わります。慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

本案に対して御質疑はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 33号と同様なのですが、これで最後ですのでお聞きしたいと思います。

規定によるとメンバーの数が減るわけですが、それで、補助金というか、負担金というんですか、そういうものは変わるんだろうと思いますが、その辺の変更はいかがでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 総務課長。

○総務課長（守口 英伸君） 平成30年度の、この福岡県自治会館管理組合に対する負担金は、支払っておりません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第34号福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第35号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第35号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） それでは、議案書42ページをお願いいたします。

議案第35号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

それでは、提案理由について御説明申し上げます。

平成30年10月1日から、筑紫郡那珂川町が那珂川市になることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、当該規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明をさせていただきます。

資料ナンバー1の67ページをごらんください。

下線部分が今回の改正部分であります。別表第2、第8条関係の6の項中、「筑紫郡那珂川町」を「那珂川市」に改正するものであります。

次に、議案書43ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この規約は平成30年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。慎重に御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） これについても予算的な変更なり変化があるんでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（石丸 貴之君） 今回については、那珂川町が那珂川市の名称変更だけでありまして、数が減ったとかいう、そういうふうなことではありませんので、負担金等については変更がないものと思われまして。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。

反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は13時からといたします。

午後0時08分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（若山 征洋君） それでは、皆さん、休憩前に引き続き再開いたします。

日程第12. 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第12、報告第4号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書についてでございます。

平成29年度吉富町一般会計の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告いたします。

その内容につきましては、議案書の45ページをごらんください。

まず、2款総務費1項総務管理費、地域おこし協力隊導入事業で、翌年度繰越額1,569万6,000円です。これは、地域おこし協力隊の導入のための費用として、昨年12月議会に予算計上をしたもので、平成30年4月からの着任を前提に、準備費用と、平成30年度の1年分の経費をまとめて計上したものでございます。

そこで、平成29年度に要した経費44万7,000円を除いた額を翌年度に繰り越すものでございます。

その全額が一般財源となっておりますが、実際にはその大部分が特別交付税の対象となる見込みであります。

次に、8款土木費2項道路橋梁費、土屋地区道路拡幅事業で、翌年度繰越額2,400万円です。これは、土屋地区の町道居屋敷石倉線の道路拡幅事業で、地権者との用地交渉に時間を要したことから、工事が平成30年度にずれ込んだため、工事費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

その財源内訳は、国庫支出金として、社会資本整備総合交付金が369万3,000円、地方債として、公共事業等債と緊急防災減災事業債の合計で1,990万円、一般財源は40万7,000円でございます。

次に、9款消防費1項消防費、町道居屋敷石倉線防火水槽設置事業で、翌年度繰越額831万9,000円です。これは、先ほどの道路拡幅事業にあわせて防火水槽を設置するものでありまして、道路工事が平成30年度にずれ込んだため、同じく事業費の全額を翌年度に繰り越すものでございます。

その財源内訳は、地方債として緊急防災減災事業債820万円、一般財源は11万9,000円でございます。

最後に、10款教育費2項小学校費、吉富小学校空調設備整備等事業で、翌年度繰越額9,420万円です。これは、児童の教育環境の改善のため、小学校に空調設備等の整備を実施するものであります。

国の補正予算が活用できるようになったため、実質的には平成30年度に工事を行う前提で平成29年度に補正予算を計上しており、その全額を繰り越すものであります。

その財源内訳は、国庫支出金として学校施設環境改善交付金が1,972万1,000円、地方債として補正予算債と学校教育施設等整備事業債の合計で6,630万円、一般財源は817万9,000円でございます。

以上で、報告説明を終わります。

日程第13. 報告第5号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

○議長（若山 征洋君） 日程第13、報告第5号事故繰越し繰越計算書について（一般会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第5号事故繰越し繰越計算書についてでございます。

平成29年度吉富町一般会計予算について、別紙のとおり事故繰り越しにより翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告い

たします。

その内容につきましては、議案書の47ページをごらんください。

6款農林水産業費1項農業費、界木地区ほ場整備事業で、翌年度繰越額は、表にございます支出未済額と支出負担行為予定額を足しました1,490万7,000円でございます。平成29年度で工事を実施していましたが、受注業者の廃業と、これに伴う営業譲渡という予期せぬ事案が発生し、その引き継ぎ準備期間に不測の日数を要したことから、やむを得ず未完成の部分について事故繰り越しを行ったものでございます。

なお、工事につきましては4月中に無事完了をしておるところでございます。

また、繰り越しの財源は、国庫支出金として農業費補助金590万円、地方債として一般ほ場施設整備等事業債が390万円、一般財源は510万7,000円でございます。

次に、8款土木費4項都市計画費、駅前拠点施設整備事業で、翌年度繰越額は4,880万円です。

平成29年度中に完成予定でしたが、建物に使用する部材がメーカーの責任施工であったため、年度末の工事集中による部材の在庫不足による納期のおくれに加え、技術者の確保、手配に不測の日数を要し、年度内に事業が完了しない見込みとなったため、やむを得ず事故繰り越しを行ったものでございます。

また、繰り越しの財源としましては、国庫支出金として地方創生拠点整備交付金が3,000万円、地方債として一般ほ場施設整備等事業債が1,380万円、一般財源は500万円でございます。

以上で、報告説明を終わります。

日程第14. 報告第6号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第14、報告第6号繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、48ページをお願いいたします。

報告第6号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について御報告を申し上げます。

本報告につきましては、地方自治法第213条第1項の規定に基づきまして、平成30年度へ繰り越すべき事業費及び財源が決定し、繰越計算書を調整いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告するものでございます。

49ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

2 款事業費 1 項事業費の吉富町公共下水道事業費で、翌年度繰越額 1 億 5,950 万円でございます。これは、県道吉富本耶馬溪線幹線管渠第 1 工区築造工事の繰り越しによるものでございます。

繰り越しの理由といたしましては、推進工事におきまして、地中の土質が当初計画しておりました土質より大型の玉石が散在する状況であったため、推進機械の機種の変更に伴う 2 カ月間の工期延伸による明許繰り越しでございます。金額の内訳としましては、工事請負費 1 億 4,902 万 2,000 円、現場施工監理等業務委託費 100 万円、下水道工事に伴います上水道管の布設替の補償費として 947 万 8,000 円で、総額で 1 億 5,950 万円となっております。

また、歳出の財源内訳としましては、国庫支出金が 4,300 万円、起債が 1 億 8,040 万円、一般財源が 810 万円となっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、報告説明を終わります。

日程第 15. 報告第 7 号 繰越計算書について（水道事業会計）

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第 15、報告第 7 号繰越計算書について（水道事業会計）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長、説明。

○上下水道課長（和才 薫君） それでは、引き続き 50 ページをお願いいたします。

報告第 7 号平成 29 年度吉富町水道事業会計繰越計算書について御報告を申し上げます。

本報告につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定に基づきまして、平成 30 年度へ繰り越すべき建設改良費及び財源が決定し、繰越計算書を調整いたしましたので、これを御報告するものでございます。

51 ページをお願いいたします。繰越計算書でございます。

1 款資本的支出 1 項建設改良費、下水道工事に伴う排水管布設替事業費で、翌年度繰越額 2,160 万円でございます。これは、下水道工事県道吉富本耶馬溪線幹線管渠第 1 工区築造工事が繰り越しとなったことに伴い、同路線の上水道管の布設替工事も繰り越すものでございます。

財源の内訳といたしましては、下水道工事に伴う水道管の布設替補償の負担金として 947 万 8,000 円、起債が 880 万円、一般財源として損益勘定留保資金 332 万 2,000 円を充てております。

以上で、報告を終わります。

日程第 16. 報告第 8 号 放棄した私債権の報告について

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第16、報告第8号放棄した私債権の報告についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） では、議案書の52ページをお願いいたします。

報告第8号放棄した私債権の報告についてでございます。

吉富町債権管理条例（平成29年条例第1号）第7条の規定により、町の私債権について別紙調書のとおり放棄したので、第8条の規定により報告いたします。

では、私債権放棄調書（総括表）をごらんください。

左から債権の名称と担当課、債権額、債権の件数となっております。

1つ目は、町営住宅使用料で、健康福祉課が管理しています。今回放棄した債権の額は64万6,600円で、債権の件数は47件です。

2つ目は、共益費で、同じく健康福祉課が管理しています。今回放棄した債権の額は7万3,700円で、債権の件数は26件です。

3つ目は、町営住宅駐車場使用料で、同じく健康福祉課が管理しています。今回放棄した債権の額は5万3,700円で、債権の件数は22件です。

4つ目は、水道使用料で、上下水道課が管理しています。今回放棄した債権の額は19万9,855円で、債権の件数は86件です。

合計、放棄した債権額は97万3,855円で、件数は181件です。

以上で、平成29年度末に放棄した私債権の報告を終わります。

日程第17. 報告第9号 経営状況の報告について（土地開発公社）

○議長（若山 征洋君） 日程第17、報告第9号経営状況の報告について（土地開発公社）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（奥田 健一君） 報告第9号経営状況の報告についてでございます。

平成29年度吉富町土地開発公社の経営状況について、地方自治法（昭和22年法律67号）第243条の3第2項の規定により報告いたします。

それでは、お手元の資料ナンバー3でございます事業報告書の1ページをお開きください。

平成29年度事業報告書、1、事業の概要、2、事業の実施状況ですが、平成29年度は公有地の取得及び売却についてはございませんでした。3、理事会の議決事項でございますが、平成29年5月29日と平成30年3月23日の2回開催いたしております。議決事項は記載のとおりでございます。

2ページをお開きください。4、役職員についてです。平成30年3月31日現在の役職員で
ございます。

3ページをお願いいたします。5、監査ですが、監査の日時、場所、監事名、監査項目を記載
しております。

4ページをお開きください。5ページにわたりまして、6、平成29年度月別資金状況で、資
金の収支状況の月別の報告でございます。前年度からの繰越額は641万3,327円でしたが、
最終的に3月末の資金の残高は630万3,305円となっております。

6ページをお開きください。7ページにわたりまして、事業管理費と一般管理費の月別の支出
内訳でございます。合計11万1,340円を支出しております。

8ページをお開きください。9ページにわたりまして、7、予算決算対照表の収入の部でござ
います。9ページの一番下、収入の部の合計といたしまして、予算現額641万9,000円に
対しまして、収入済み額は641万4,645円で、予算現額と収入済み額との比較では
4,355円の不足でございます。

10ページをお開きください。11ページにわたりまして、予算決算対照表の支出の部でござ
います。11ページのいちばん下、支出の部の合計といたしまして、予算現額641万9,000円
に対し、支出済み額は11万1,340円でございます。よって、不用額は630万7,660円と
なっております。

12ページをお開きください。8、損益計算書でございます。3の販売費及び一般管理費で
11万1,340円を支出しています。収入は、平成17年度から町助成金を全額廃止していま
すので、4の事業外収益の受取利息1,318円のみとなっております。収入より支出のほうが多
いので、その差額11万22円が当期純損失となります。

13ページは、9、貸借対照表で、平成30年3月31日現在でございます。資産の部は、現
金及び預金のみで1,130万3,305円となっております。負債の部はございません。資本の部
ですが、基本財産が500万円であります。準備金は、前期繰越準備金が641万3,327円
ありましたが、当期は11万22円の損失ということで、準備金合計が630万3,305円と
なっています。

資本合計は、資本金と準備金の合計1,130万3,305円でございます。負債の部はござい
ませんので、負債資本合計も同じく1,130万3,305円でございます。

14ページをお開きください。10、キャッシュフロー計算書でございます。平成29年度の
現金収支の状況を示しています。支出合計が11万1,340円に対して収入1,318円で、
4の現金及び現金同等物減少額が11万22円となっております。期首の現金は641万3,327円
でありましたが、期末の現金は630万3,305円となります。

15ページですが、11の公有用地明細書で、公有用地はございません。12の財産目録でございますが、現金預金と定期預金のみの合計1,130万3,305円となっております。

次に、16ページは、13、監査意見書でございます。

17ページは、14、平成29年度分利益金処分計算書です。前期繰越準備金は641万3,327円でありましたが、当期純損失が11万22円でありますので、当年度未処分利益金は630万3,305円となります。処分額も同額の630万3,305円でございます。これは、次期繰越準備金として処分をするものでございます。

以上、平成29年度吉富町土地開発公社事業報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後1時23分散会
